第四十四条の表第二百三十二条の六第一項の項の次に次のように加える。

第二百三十二条の六第一項ただし書	会計管理者	合併特例区の長

第四十四条の表第二百四十二条第一項の項の次に次のように加える。

第二百四十二条第三項	監査委員	合併市町村の監査委員
	議会及び長	長

第四十四条の表第二百四十二条第三項の項中「第二百四十二条第三項」を「第二百四十二条第四項」に改め、同表第二百四十二条第四項の項中「第二百四十二条第四項」を「第二百四十二条第五項」に改め、同表第二百四十二条第五項及び第六項の項中「第二百四十二条第五項及び第六項」を「第二百四十二条第六項及び第七項」に改め、同表第二百四十二条第七項の項中「第二百四十二条第七項」を「第二百四十二条第八項」に改め、同表第二百四十二条第八項の項の次に次のように加える。

第二百四十二条第十項	普通地方公共団体の議会	合併特例区
	関する議決をしようとする	ついて、市町村の合併の特例に関する法律第四十九条第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項の規定により、合併特例区協議会の同意を得た上で、合併市町村の議会の議決を経てする合併市町村の長の承認を受けようとする
	監査委員	合併市町村の監査委員
	聴かなければ	聴き、当該意見を合併特例区協議会及び合併市町村の長に報告しなければならないものとし、合併市町村の長は、当該権利の放棄について、同項の規定により合併市町村の議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見を合併市町村の議会に報告しなければ
第二百四十二条第十一項	監査委員	合併市町村の監査委員

第四十四条の表第二百四十二条の二第一項の項を次のように改める。

第二百四十二条の二第一項	住民	区域内に住所を有する者
	監査委員	合併市町村の監査委員
	の議会、長その他の執行機関	の長、合併特例区協議会
	若しくは議会、長その他の執行機関	若しくは合併特例区の長、合併特例区協議会

第四十四条の表第二百四十二条の二第一項の項の次に次のように加える。

第二百四十二条の二第一号及び第三号	執行機関	合併特例区の長
第二百四十二条の二第一項第四号	執行機関	長
第二百四十二条の二第一項第一号	監査委員	合併市町村の監査委員
第二百四十二条の二第二項第二号	監査委員	合併市町村の監査委員
	議会、長その他の執行機関	合併特例区の長、合併特例区協議会
第二百四十二条の二第二項第三号	監査委員	合併市町村の監査委員
第二百四十二条の二第二項第四号	監査委員	合併市町村の監査委員
	議会、長その他の執行機関	合併特例区の長、合併特例区協議会

第四十四条の表第二百四十二条の二第二項の項を削り、同表第二百四十二条の二第一項の項の次に次のように加える。

第二百四十三条の二第一項	普通地方公共団体は	合併特例区の長は
	普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の	合併特例区の長又は
	普通地方公共団体の長等	合併特例区の長等
	普通地方公共団体に	合併特例区に
第二百四十三条の二第二項	議会	長
	関する議決をしようとする	ついて、市町村の合併の特例に関する法律第五十四条第一項の規定により合併特例区協議会の同意を得た上で、同条第二項及び第三項の規定により合併市町村の議会の議決を経てする合併市町村の長の承認を受けようとする
	監査委員	合併市町村の監査委員
	聴かなければ	聴き、当該意見を合併特例区協議会及び合併市町村の長に報告しなければならないものとし、合併市町村の長は、当該合併特例区規則の制定又は改廃について、同項の規定により合併市町村の議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見を合併市町村の議会に報告しなければ
第二百四十三条の二第三項	監査委員	合併市町村の監査委員